

# 『資料で考える憲法』お詫びと訂正

14頁掲載の資料【1】マグナ・カルタにつきまして、出典表示に誤りがございましたので、左記のように訂正いたします。読者の皆様はじめ、関係各位に対し謹んでお詫び申し上げます。

法律文化社

## 【1】マグナ・カルタ

一二一五年

出典不明のため削除

一二二七年

〔初宿正典・辻村みよ子編〕新解説世界憲法集〔第四版〕  
 『江島晶子訳』二七頁、三省堂、二〇一七年） ※太字挿入

### 第一部 憲法のあゆみ

#### 【1】マグナ・カルタ

(一二一五年)

第二二条(一) 批評議会の同意による課税、いかなる兵隊免除金も上納金も、朕の王国においては、朕の王臣の一般評議会によるものでなければ、課されないものとする。……

#### (一二二七年)

統治(五年)目に、エドワード王によって確認されたイングラ

#### 第一条(自由の確認)

朕は、第一に、イングラッド教会が自由であり、その権利および自由全体が不可侵であることを神に認め、朕および朕の相続人のために本書によって永久に確認する。朕は、朕および朕の相続人のために、以下に列挙された自由が、朕の王国のすべての自由市民およびその相続人に對して彼らおよびその相続人が永久に所有保持しつづけるものとして認め、与える。

#### 第二条(第八條) (廃止)

#### 第九条(ロンドン等の自由)

ロンドン市は、選挙法に有していたすべての古来からの自由と慣習を有する。さらに、朕は、他のすべての都市、バラ、町およびバロンの五港、その他の港もすべての自由および慣

習を有することを望み、認める。

#### 第一〇条(人身の自由と司法の適正)

#### 第二九条(入身の自由と司法の適正)

いかなる自由人も、同輩の合法的裁判、または保の法によらないかぎり、逮捕または監禁されたり、自由保有権、自由、自由な慣習を奪われたり、または法の保護を奪われたり、追放されたり、またはその他の方法で害されたりすることもしなければ、朕が当人のもとに出現して、縛縛したりすることはない。朕は誰にも司法または正義を売らず、何人に対してもこれを拒否したりまたは遅延させたりしない。

#### 第三〇条(第三七条) (廃止)

〔初宿正典・辻村みよ子編〕新解説世界憲法集〔第四版〕三省堂、二〇一七年